

保険証が新しくなります。

現在お使いの国民健康保険の被保険者証（保険証）は、3月31日が有効期限のため、4月1日付けで新しくなります。



新しい保険証は3月末まで

に、各被保険者に届くよう郵送します。配達の際に不在の場合は、配達日から1週間以内に、郵便局へ受け取りに行くか、郵便局へ配達日を指定する連絡をしていただくこととなります。1週間を過ぎたときは、市役所で保管します。

3月中に保険証を受け取ることができなかった方は、保険年金課国保年金係まで事前に連絡をいただき、最寄の支所まで、旧の保険証と印鑑を持って、受け取りにお越しください。なお、再郵送を希望される場合も、ご連絡ください。

※現在、**学**や**遠**の印のついた保険証をお持ちの方で、引き続き必要な方や、ま

た新たに必要になる方も、4月1日以降に交付申請をしてください。

「学」と「遠」の保険証とは

- 学**…長期の就学で、他の市町村に住むとき。
※「学」の申請をされる時は、平成17年4月1日以降に発行された在学証明書が必要です。
- 遠**…旅行や仕事で長期にわたり、住所を離れるとき。
この場合は、別にもう一枚保険証の交付を受けることができます。

次のようなときは、すぐ届け出を！

- 保険証を紛失したとき
- 保険証が汚れて使えなくなるとき
- 職場の健康保険に加入したとき
- 家族の健康保険の扶養になつたとき

保険証を受け取ったら…

加入者全員の名前が記載されているか、名前や生年月日に誤りがないか確認してください。

※保険証は他人に貸したり、借りたりすることはできません。

短期証・資格証明書を交付します。

半年以上、国民健康保険税を滞納された場合は期限の短い「保険証」を交付することになります。一年以上の長期にわたり滞納され、納税ができていない場合は保険証の代わりに資格証明書を交付します。なお、保険証の更新のときに滞納されている方を対象に納税相談の通知を送付しますので

ご相談ください。



「資格証明書」で受診すると

かかった費用は全額自己負担し、あとで払い戻しの手続きをしてもらうこととなります。

臓器提供意志表示欄をご活用ください！

保険証と一緒に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器提供に関する自分の気持ちを記入してください。

【問い合わせ】

保険年金課 国保年金係
☎ 65・0688
FAX 63・4582
納税課 納税管理係
☎ 65・0681
FAX 63・4574